こども家庭庁長官が定める従業者の員数の基準	こども家庭庁長官が定める所定単位数に乗じる割合
指定放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所の従業者の員数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1)　指定放課後等デイサービス事業所の場合にあっては指定通所基準の規定により置くべき児童指導員又は保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の員数を満たしていないこと。 (2)　［略］	百分の七十（三月以上継続している場合は、百分の五十）
［略］	

ハ　［略］

［三の二～四　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項の規定に基づきこども家庭庁長官が定める基準の一部改正）

第十条　児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項の規定に基づきこども家庭庁長官が定める基準（平成二十六年厚生労働省告示第百七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下この条において同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

こども家庭庁長官が定める従業者の員数の基準	こども家庭庁長官が定める所定単位数に乗じる割合
指定放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所の従業者の員数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1)　指定放課後等デイサービス事業所の場合にあっては指定通所基準の規定により置くべき児童指導員又は保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の員数を満たしていないこと。 (2)　［同上］	百分の七十（三月以上継続している場合は、百分の五十）
［同上］	

ハ　［同上］

［三の二～四　同上］

改正後	改正前
児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項（同令第六条の五十四の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づきこども家庭庁長官が定める基準 児童福祉法施行規則（以下「規則」という。）第六条の十一の二第一項（規則第六条の五十四の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に基づきこども家庭庁長官が定める基準は、次のいずれかに該当することとする。なお、規則第六条の十一第一項、第二項又は第三項の規定による筆記試験科目の免除を受けた場合は、当該免除を受けた科目については、次の各号に掲げる指定保育士養成施設において修得すべき教科目と規定された当該科目を修得したものとみなす。 ［一～三　略］	児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項の規定に基づきこども家庭庁長官が定める基準 児童福祉法施行規則（以下「規則」という。）第六条の十一の二第一項に基づきこども家庭庁長官が定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。なお、規則第六条の十一第一項、第二項又は第三項の規定による筆記試験科目の免除を受けた場合は、当該免除を受けた科目については、次の各号に掲げる指定保育士養成施設において修得すべき教科目と規定された当該科目を修得したものとみなす。 ［一～三　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。